（株券等の所有に準ずるもの）

第二条の七　令第七条第二項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　第二条の二第一号に規定する社債券の取得をしている場合

二　株券等を所有する法人等の株式又は出資の有償の取得をしている場合であって、第二条の二第二号に該当するとき（当該法人等が株券等の買付け等を行う者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）である場合を除く。）。

三　株券等の発行者との間で当該発行者が新たに発行する株券等の取得について合意している場合

（特別関係者で除外される者等）

第三条　［略］

2　法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　その者（イにおいて「小規模所有者」という。）の所有に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次のイ又はロに掲げる株券等の区分に従い当該イ又はロに定める数以下である者

イ　内国法人の発行する株券等　総株主等の議決権の数の千分の一に相当する数（株券等の買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の数の千分の九に相当する数を超える場合にあっては、総株主等の議決権の数の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

ロ　外国の者の発行する株券等　総株主等の議決権の数の百分の一に相当する数

二　株券等の買付け等を行う者（以下この号において「株券等買付者」という。）が金融商品取引業者等若しくは外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この号において同じ。）を行う者であって投資運用業として株券等の買付け等を行う場合（当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。）又は株券等買付者が信託会社等（法第三十九条第一項第一号に規定する信託会社等をいう。）若しくは外国信託業者（信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者をいう。）であって信託財産として所有するために株券等の買付け等を行う場合（当該株券等買付者が次に掲げる措置の全てを講じている場合に限る。）における当該株券等買付者に

［条を加える。］

（特別関係者で除外される者等）

第三条　［同上］

2　法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一　内国法人の発行する株券等　総株主等の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主等の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあっては、総株主等の議決権の百分の一に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。）

二　外国の者の発行する株券等　総株主等の議決権の百分の一に相当する数